

『知らない』『わからない』じゃなく もっと知ろう

武蔵ヶ丘中学校 2年 藤原 結乃(現在3年生)



ゆたかな心を
はぐくむ

「ベッドのおつきとママ」



笑顔でポーズ!
(作者は中央)

よる、4にんでねるよ。ベッドにおつきさまのひかりがあたって、きいろになつてた。わたしがみつけてみんなでもみた。ママが「いもうとがねたらせんたくほしにいてもいい?」ってきいてからせんたくほしにいくよ。ねるまえ、

先生から

夜寝る前のゆったりとした温かい団らんの様子を感じられます。お母さんが洗濯を干す前に、依奈さんの気持ちを尊重する様子が伺えて優しい気持ちになりました。園でも、年下の友だちに優しく声をかけたり、作ったものをプレゼントしてくれています。



「4にんでねるよ」

みどり園 片岡 依奈(5歳)
ママとパパがえほんよんでくれて、おしゃべりしながらねる。わたしがねてるあいだにパパそーっとおきておしごといくよ。
いつのまにかいなくなってる。

人権のひろば

205

人権教育・啓発課

096(232)2113

菊陽町
総合交流ターミナル
096(232)8690

さんふわあ

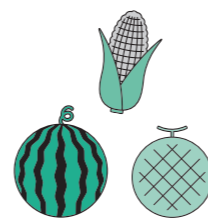
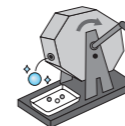
NEWS
第57回

詳しくはこちら
QRコード
ホームページ Instagram

春の収穫祭

5/24日 9:30~13:00 (予定)

●ガラポン抽選会

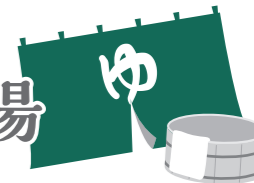


●スイートコーン、
スイカ、
メロン特売会

●遊び屋台 などなど

※内容は予告なく変更になることがあります。
※商品はなくなり次第終了となります。

天然温泉
さんさんの湯



5/5火祝 イベント湯

しょうぶ湯 を開催

しょうぶ湯は、厄除けや暑い夏を乗り越える効果があると言われています。他にも、血行促進や保湿、リラックス効果があります。皆さまそろってお越しください。



「水俣病問題を考える」～公式確認から70年～

水俣病は、1956年(昭和31年)5月1日の公式確認から今年70年になります。水俣で何があったのか、何を教訓とするのか、そして今も残されている課題は何かを私たちは見つめ問い直し続けていかなければなりません。菊陽町の中学生は次のようなことを教科書で学んでいます。



百問排水口表示板
(水俣病原点の地)

発生した公害問題 1960年代の日本は、今より自然も豊かでしたが、一方で水質汚濁、大気汚染、騒音などさまざまな種類の公害を悪化させていきました。それは、経済成長の実現をめざし、急速な工業化を進めた結果でした。石油や石炭などの地下資源を取り出して加工し、利用する工業社会では、これまで自然界にはなかった化学物質が生み出され、あらゆる製品の材料になります。その中には豊かな自然の力だけでは浄化できないほどの有害物質もあります。そうした物質を含んだ排煙や廃水が、工場から大気や河川に排出され、公害は発生したのです。汚染物質の削減・除去などの対処をしないまま企業が生産を続け、政府も迅速な対応を怠った結果、四大公害病(「イタイタイ病」・「水俣病」・「四日市ぜんそく」・「新潟水俣病」)をはじめ多くの環境汚染が発生しました。

また、小学生も「水俣に学ぶ肥後っ子教室」などの取り組みをとおして、水俣病についての正しい理解や水俣病をめぐる差別や偏見を許さない心や態度を育てています。子どもたちは、水俣を訪れ、青く澄んだ海が目の前にあるが、しかし、多くの人が苦しみ、悲しみ、そして、命を失ったという事実を知り、心が締め付けられる思いを感じた、「ミナマタ病問題はまだ終わっていない」と思うと言っています。

昨年、水俣病にかかる差別や偏見を助長しかねない誤った認識が相次いで発覚しました。

昨年12月にあった東部町民センターでの人権講演会で、講師の杉本肇さんは「差別に対抗するのは、正しく学ぶこと。『当事者』の声を聞くこと。学んだら伝えてほしい。伝え続けてほしい」と語られました。

水俣病について正しく学び、現地を訪れ、「当事者」と出会い、語り、触れ合いを通して、想像力を働かせ、「ミナマタ病問題」が私たちに語りかけることを自分の生活とつないで考えていきたいものです。

消費生活通信 vol. 11

町消費生活相談室(総合政策課内) 096(232)2112

相談受付時間 (月)木 午前10時~午後4時

賃貸住宅の原状回復トラブル

相談事例①

5年間家族で住んでいた賃貸アパートを退去した。子どもが壁のクロスの一部にキズをつけたので、修理費の負担があるとは思っていたが、部屋全部のクロス張替え費用を請求されたので驚いた。払いたくない。(30歳代 女性)

相談事例②

賃貸アパートの退去に伴う修繕費用の負担金額について、大家さんと折り合いがつかず、今でも敷金返還がなされていない。少額訴訟制度が使えると聞いたが、どのような制度なのだろうか。(40歳代 男性)

消費者へのアドバイス

賃貸アパートの契約では、退去時にトラブルになることが多いという特徴があります。トラブルを回避するために、契約時には特約事項も含めた契約内容をよく確認し、わからないことがあれば説明を受けて、不

明な点をなくしておきましょう。入居時には貸主と一緒に住居の状態を確認し、キズや汚れなどがある場合は日付の入る写真を撮って証拠を残しておくようにします。入居中は、借りているものであることを意識して、できるだけきれいに使うことを心がけ、設置されていた設備に不具合が生じた場合などは、勝手に修理せず貸主側に相談しましょう。退去時でもできる限り貸主と一緒に住居の現状を確認するようにし、入居時に撮った写真も参考にします。

事例①のように、原状回復費用で納得がいけない場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に考え方の目安となる基準が示されていますので、それをもとに貸主側と話し合いをしましょう。

事例②のように話し合いで折り合いがつかない場合は、少額訴訟制度を利用する方法もあります。少額訴訟は、60万円以下の金銭の支払いを求める訴えについて、原則1回の審査で紛争の解決を図る手続きです。

困ったことがある場合は、消費生活相談窓口にご相談ください。